

川崎市の税を巡るいくつかの論点

開催日：2005年8月5日

講師：川崎市産業振興財団専務理事 君嶋 武胤

(原田) 川崎市の産業振興財団専務理事の君嶋さんです。あとで自己紹介も兼ねた簡単なご来院の経緯をお話しいただけると思いますが、川崎市では主要なポストをことごとく歴任されておられます。先だってわれわれが財団で簡単な報告会をしたときにも、いろいろとそのときの体験を踏まえて税に関する話と都市計画に関する話がありましたので、そういうことならばぜひわれわれのほうでもお話しただきたいということをお願いしました。全体として1時間半ぐらいを考えていますが、ごく大雑把に45分から1時間くらいお話しただいて、30分くらい質疑応答、ざっくりそんな感じでよろしく願います。

(君嶋) ご紹介いただきました川崎市の産業振興財団の君嶋と申します。きょうはこういう形で報告の機会をいただきまして大変ありがとうございます。ことしの3月まで川崎市の職員でございまして、最後は川崎区長でございました。臨海部を含む20万の区の区長を2年間務めました。それ以前は経済局長を3年間やらせていただきました。その前に総合企画局長をやはり3年、その前は都市整備局というようなところにおいて、都市開発とか都市計画的なことをある程度やらせていただき、川崎市役所の中ではけっこう幅広い経験をさせていただいたと思っています。

今日は私が、直接は所掌したことがほとんどなかった税に関して、実は市役所の中でも折に触れてずいぶん言ってきたのですが、なかなか思うように展開できなかった部分を含めて、少し話題を提供させていただきまして、専門家の皆さんからもご示唆をいただきたい、そんなふうに思っております。ただこの席に私が親しい川崎市の職員が出席するとは思っていませんでしたので、ちょっとしゃべりにくいところがありますが、そこは適宜やらせていただきます。

きょうお配りしましたのはA4のレジユメと、抜粋した資料の4枚。これを使って説明させていただきます。

先月22日に川崎市の産業振興財団においでいただきまして、川崎市の税収構造を、原田先生から報告をいただきました。それが1つのきっかけで、少し質問的な意見を言わせていただいたのが今日の場につながっていると思っています。

私は市役所の中ではどちらかというと都市計画屋というような立場でたぶん出発しておりま

して、都市計画とか都市開発、それから市街地整備というようなことでいきますと、ある程度財政局から予算をとってくるというようなことがございます。そうすると、財政が、いつも金がない、金がないという話をします。比較的豊かな時期からそういう話があって、おかしいな、そんなことはないだろうというのがそもそものきっかけです。

1点目に書きましたが、川崎市は相対的に税財源が豊かだという風に思っています。全国的にもですね。ところが財政危機、財政危機と言葉のオンパレードであります。少し見てみますと、例えば平成15年度の決算では川崎市域、ちょうどこの地図に入ったこのエリアです。川崎市の都市計画総括図というもので色塗りになっておりますけれども、東京湾から多摩ニュータウンの境までが川崎で、144平方キロという市域から、市の税金としては平成15年度決算ベースで2,551億円入っています。それから神奈川県が864億円入っています。それから国税が8,125億円入っています。その中で極めて特殊だという部分が揮発油税というガソリンに関する税金が4,300億ぐらいありますので、除くと3,798億円。合計1兆1,696億円が川崎市域から市税、県税、国税という形であがっているということになります。

仮に県税の2分の1、それから揮発油税を除く国税の2分の1、それから揮発油税の1割を川崎市の財源にしておかしくはないと私は思っているのですが、そのぐらい当然主張すべきだということをずっと言い続けてきた1人なんですけれども、それでいくと、5,315億円という数字になります。これは平成15年度の一般会計の予算規模とほとんど一致するということになりまして、正直なところこのくらいあってもいいのではないかと私は考えています。これについてもいろいろご議論いただきたいと思います。今税制改正だとか、三位一体の改革という国の改革の中で、税財源をどういうふうにしフトするかという議論が盛んにされていますが、なるべく複雑にせずシンプルに議論を立てるべきかなと思っています。

そういうことで、1つは川崎市は決して貧しくはないはずであるということです。もちろんかつてに比べたら全体に減ってきていますが、かつては市税、県税、国税合わせて1兆3,000億ぐらいのときがたしかあったと思います。

2点目の話題ですが、国税としての揮発油税というものがあまして、これについては横長の資料の3枚目を見ていただきたいと思います。上のほうに県税があって下のほうに国税という欄がございまして、196表が国税で、左のほうをずっと見ていただくと、税目が並んでいます。税目の中の12番目に揮発油税及び地方道路税というものがございまして、それを見ていただきますと、平成14年度分と平成15年度分の数字が出ています。右のほうの平成15年度の既に収納済額が4,327億4,556万1,000円という数字になります。つまり4,000億超えた数字が揮発油税で上がっています。この額は全国の揮発油税、ガソリン税と言っていると思いますが、全国の実に6分の1を占めるわけです。製造ということでガソリンをつくっている基地が3つぐらいありますが、そこからあがっているということになります。

それだけやっぱり稼ぎだしているというか、国税として徴収して道路財源の根幹になっている部分が川崎市のそれぞれ川崎区であるわけなんです、道路事情が決してよくない、かなり貧弱です。道路財源を稼いでいない地方都市のほうがはるかに道路環境とか道路事情がゆったりしている。それはおかしいではないかというのをずっと言い続けてきたのですが、なかなか変わってこない。国税に対して異議申し立てすることについてはけしからんというのがずいぶ

ん役所にはあります。私も以前の大蔵省の知人がおりました。国税のことは言うてくれるなどというような雰囲気はずっとあったんです。最近少し変わってきましたけど。

揮発油税の源泉である石油化学コンビナートが川崎の臨海部にあるわけですが、これがあることでかつてから公害問題とか災害問題の一因ということになってきたわけでありまして、それに対して公害対策とか環境対策、あるいは防災に多額の費用とエネルギーを要してきたわけですが、リターンが極めて少ない。現在でもタンクローリーなどの集中発生があって、これがもちろん海上輸送も鉄道輸送も一部ありますが、ここでつくったガソリン等は内陸を通過して、私が2年間区長をやっていた川崎区はそういう点ではかなりの影響を受けている、その割にリターンが少ない。ということはどういうふうに見たらいいのかということになります。

例えば、移動発生源対策というのは首都圏全体の問題でもあります。これは共通の問題として言うんですが、例えば道路維持補修費がまともに川崎区の、市が管理している道路川崎区内で330キロ延長があるんですけれども、それをまともに維持管理していくとすると年間15億から20億ぐらいは必要だろうというふうな試算をしているんですが、実際は市の予算として2億5,000万とか3億ぐらいしかない。これはどう考えてもおかしいのではないかとこの1つの言い分であります。

国から揮発油税の市への還元は、年によって少し触れ幅がありますけれども、平成17年度、建設費とまちづくり費の国庫補助額約105億円、建設費の国の負担金が9億円、これは全部実は揮発油税から来ているわけではなくて、揮発油税から来ているのはたぶん街路事業費の一部です。だから私の認識だとせいぜい30億ぐらいだと思えます。これは年によって違いますし、少し精査しないといけないと思いますが、せいぜい30～40億だというふうに思います。ということは4,300億国税をあげていて、道路整備、環境整備の必要性が極めて高く、必要なにもかかわらず、その地元、ここじゃなくて全体のうち、リターンはその程度。これもおかしいのではないかとこの1つが私がずっと昔から言っていた主張であります。

いろいろ議論の仕方はあるのですが、④に書きました、せめて市民とか市内企業が支払う相当分についてはリターンがあってもいいのではないかと。数字は平成14年度しかないのですが、全国では2兆4,000億。仮に人口比、川崎はちょうど人口比で1%ですから、1%は納めている可能性が当然ある。企業も車も多いですからね。1%でいくと少なくとも243億円のリターンがあってもよろしいのではないかと思います。

それから川崎はご存じのように通過交通が非常に多い位置にあります。それからガソリンを生産したり流通させる基地があるということからいくと、いわば電源開発交付金に近い、そういったものをつくっているところに一定のリターン、環境対策とか一種の迷惑料にあってもおかしくない。仮に5%セットすると216億円という数字も出てくるということになります。ですから人口比1%プラスアルファを100にするのか200するのか、そのへんの議論があるにしても、そのお金が川崎に来て、全国的に見てもそんなにめっちゃめっちゃな主張をしているとは言えないのではないかと考えています。

6点目に書いたのですが、そんな議論をしてもう10年以上たつてあまり進展してないんですね。そのうちにガソリン車にかわる自動車が急速に研究開発から実用化に移りつつある。燃料電池車だとかアルコール燃料使用車だとか電気自動車だとか、かなり革新的な技術がいま実用

化に向けて走り出していますので、そのときは揮発油税という税源が一挙に減ってしまうわけでありまして、まだ税源があるときに、それで都市の必要な整備をやるべきではないかと思っております。これは実は非常に大きな額ですので、これにどういどむかということが川崎市政にとってもやはり大きいかなと思います。

3つ目の話題ですが、先ほどの表を見ていただくと、国税の税目の4番目に相続税という税目がありまして、平成14年度の総額というのは徴収決定額435億ということで15年度は少し減ってくる。それからさらに平成15年度の収納済額は286億円ぐらいですが、川崎市では相続税についてはピーク時、いわゆるバブル期のころ700億を超える時期がしばらく続きました。このときにも役所の中でもずいぶん議論したんですが、やっぱりあまり変わらなかった。相続税というのは、特に大規模所有者にとってはかなり大きな影響がありまして、相続時に所有地の一部ないしはすべてを売却して納税するというケースが出てまいります。それがずっと過去から繰り返されて、川崎の場合は宅地化が進んできたということもあるわけですが、特にここ10年、平地を売る場所がかなり減ってきたということもあって、斜面緑地、多摩丘陵ですね。専修大学の生田周辺、そういう現象がいっぱい見えていると思います。斜面緑地がマンション業者とか宅地開発業者に売却されて、相続税を納める立場からすると現金化していまの財務省に納めるというパターンそのことにより、かなりの量が宅地開発になってきて斜面緑地等が急速に減少した。川崎にとっては多摩丘陵の斜面緑地は景観的にも環境整備上も極めて貴重な緑だということで、何とか守りたいというのが施策にはあるわけですが、なかなか打つ手がなかったということが繰り返されています。

いろいろ提案をしたり議論をしてきたのは②でありまして、相続が発生したときに現金化するケースと、なかなかうまく売れなくて物納というケースが出てまいります。物納せざるを得ないときには、大蔵省、今の財務省に物納という形で土地が移ります。大蔵省も川崎市にまず買ってこれとか、そうでなければこんどは大蔵省が売却するという形で宅地に転換するというケースが出てきましたが、これは何かおかしいのではないかというのが私の主張です。大蔵省に物納されたら土地は緑地として保全するという前提条件付きだったら川崎市に無償で譲渡されてもいいのではないか。それはけしからんという理屈は片方ではありますけれども、片方で緑がどんどん減ったことに対して、公園とか緑地を増やそうという取り組みをして、土地を別途買ったりしているわけですね。その3分の1を補助金で寄越せというようなことをやっているわけですが、そんなことをやるんだったら、物納された緑地をそのまま保全するというふうにしたほうがよほどシンプルではないかというのが1つの主張であります。

それからもう1つは、③に書いたのですが、相続発生時に納税者が緑地等を川崎市に寄付した場合。相続税の税額控除ができるということになると、これは租税特別措置法をいじればすむ話なんです、法律ですから簡単にはいきませんが、相続税納税者の多くは当然地元自治体に寄付するほうを選ぶ。これは大規模地主の皆さんとかつて議論したことがあって、どうですかというと、本当は先祖伝来の土地だから残したい。でも相続が発生したから売らざるを得ない、あるいは物納せざるを得ない。もし市に無償で寄付した場合にその分ちゃんと評価してくれて税額を落としてくれればもちろんそれにします。できたら、例えば寄付してくれた方の名前をつけて、例えば「平尾緑地」とか、そういうふうに残せば、ご先祖様に対しても申

し分けが立つという意見もあって、私もそうだと思います。そういうふうな形でいけば、もうかなり手遅れの部分はありますが緑地は残る。これは結局相続税のあり方をめぐっている部分、これは国税としてはかなり大きな額ですからそう簡単に手放すという話にはなかなかきませんが、そもそも土地の価値が高くなって、だから相続税額が大きくなるという関係で、その価値を高めるといのはもちろんその人の努力だけじゃなくて、地元の、いわば町ぐるみのある努力がそこにも反映してくるということもありますので、場合によっては地方税化するということも1つの主張としてはあるのかなと思います。

④のところ、ちょっと別な経験をしたことがございまして、新百合ヶ丘の駅前でマイカルのビブレという大型店がございまして。あれは地元の農家が農住組合の会社をつくりまして、共有持ち分で土地をまとめまして、そこに自分たちのお金でデパートの施設をつくって、当時西武デパートを誘致することになっていたんですね。その話がいったん壊れまして、ゴタゴタしているうちに時間が少し経過しまして、共有の中から2つ相続が発生したんです。二つの変な分筆状態が発生したような形になり、これは別途売らざるを得ないという話になると全体がくずれてしまう。片や西武が結局だめになったあと、マイカルがOKになったんですね。マイカルは10年ほど前は非常に元気でしたから、マイカルが進出することになったんです。分筆が発生し中途半端な土地になったためにうまくいかない。そのとき都市整備局にいまして、この相談を持ちかけられました。これじゃどうしようもないなということで、この分筆分の2つを南側へ寄せるようにするというように、内部調整をやってもらう。これは物納せざるを得ない、大蔵省は現金化するんだという話。それで当時の大蔵省の主税局へ行きまして相談しました。駐車場の用地として、できればマイカルに随契で売れるのかというような話を確かしました。結果としてはその方向になったんですね。駅前にマイカルが入る。その南側のマイカルが直接買って、駐車場をつくる。相続をきっかけとしてこういうふうになって、結果として市は一銭も出さずに駐車場ができたということにはなったんですけども。これもやっぱり相続というのが転機になった。あれを放置すると、たぶん全体の話が壊れてしまった可能性がある。マイカルも出店したいんだけど土地がまとまらなければ施設を農住会社もつくれない。したがって入れない。三すくみ、四すくみになった可能性があるんですね。そのときにやっぱり相続税というのは、町を変えていく大きなきっかけにはなるんですが、処理を失敗すると先ほどのように斜面緑地がどんどん減っていったりすることになる。新百合ヶ丘のケースは何とかうまくいったほうだと思いますが、思うように町の整備ができなくなるというようなことを経験したということでありまして。相続税の扱いをこれからどうするかというのはかなり大きなテーマの1つかなと思っています。

4点目が、4つ目の話題ということですが、東京電力の火力発電所が2つ、大きな発電所が150万と200万でしたか。それから首都圏唯一のJ R東の発電所があります。電源立地促進対策交付金制度というものが国にありまして、私は当然そのお金が入っていると思ってかつて調べたことがあったんです。そうしたら入ってないんですね。東京電力の人に聞いたら、税金というか、原資は払っていますよと。立地して建設する、あるいは大改修すると企業としては国にお金を納めるわけですね。それを原資として交付するケースが、特に原子力発電所なんかそうなんです。必ずバックが地元へ落ちるわけです。全然入っていないのでおかしいなと思って調

べましたらこういうことなんですね。東京電力の大規模発電所がある東京と横浜には入ってこない、千葉市は入ってくる。なぜなんだろう。例えば千葉市は当時調べたデータだと、300万キロワットの東京電力の火力発電所が設備更新をするということで、平成8年度から2か年でそれぞれ21億6,000万円ずつ、総額43億円が交付されているんですね。川崎は300万以上2か所あるJR発電所を入れると、3か所あるんですけども、全然入ってこない。それはなぜかと言いますと、当時発電施設が工業再配置促進法の移転促進地域に川崎、横浜、東京が入っている。この根拠は、昔の古い、首都圏整備法の首都圏整備計画の中で規制市街地と位置付けられたところについては移転促進地域になっているということから、ア.とイ.にひっかかってしまって、ウ.については工業集積度8以上という、これは変な計算式がありまして、細かくは省略しますが、川崎は8以上の集積度があるというふうにみなされて、どちらにしてもア.イ.ウ.全部ひっかかったために全然入ってこないという、そういう仕掛け。この辺についても。

(龍田) ア.イ.とウ.はある意味で連携している。要するに集積度が高いところは低くしましょうという趣旨だからと。だからすでに高いところにはやらないよという。

(君嶋) 私は逆じゃないかなと見ているんですが、要するに密度が高いところのほうがいろいろな影響が及ぶんだから整備費も必要なので、還元されてしかるべきではないかということなんです。ともかくこういう規定があるということから自動的に入ってこないというようなことになっていました。

その後、移転促進地域というのはなくなっただけですね、法律が改正されて。今は電力需給が逼迫しなくなったという余裕が出てきたということで、東京電力がここで増強するために大きな改造をする予定だったんです。今ほとんど止めているんですが、これを改造すると200万キロワットぐらいに大きくしますので、この交付金が入る入らないの勝負が1つあるだろう。それから、売電、電気を売る形で石油系の企業が新しい発電設備をつくる動きが昭和電工とかいくつかございまして、そのときもこの制度が使えれば川崎市に入る。つまり何とかうまく入れる工夫、努力を川崎市はやるべきではないかということです。そんなに大きな額ではないという意見はあるにしても、財政が厳しい厳しいと言っているんだったら、このへんについて少し知恵を絞ってやるべきではないかというようなことを私は言ってきました。

5つ目の話題に移りますが、毎年だいたい800億から1,000億ぐらいのオーダーで県税が川崎市域からあがってくる。川崎市への還元額は、約2割ぐらい。つまり200億前後ということで来て、少ないときは10%ぐらいのときもあったんですが、そういう状態です。これはいかにも少ないのではないか。例えば横浜は県庁所在地ということもあっていろいろな施設だとかいろいろな県の施策がかなりあります。それから相対的に担税力の弱い神奈川県の西部に川崎市があがった税金がかなり流れるという構図が繰り返されています。今、冷静に見ると財政事情からいって、果たしてこういう配分でいいのだろうか。川崎市としてはもう少し主張してもいいのではないかということです。この辺についてもご示唆をいただければと思っているのですが、県と政令市の税源配分をどういうふうに仕切り直したらいいのか。大きな議論と同時に少しずつ工夫できる部分はやっぱりあるのではないか、この議論はもう1つ大事だろうなと思っています。

それから6つ目の話題に移らせていただきますと、私はもともと都市計画が専門だったもの

ですから、市街地をどういうふうに変えていいか、どういうふうな土地利用に変えていったらいいかということはずっと関心を持って見てきましたし、一部それにかかわる仕事をやってきました。そのときに私は、場合によっては公共事業として必要性があるところには思い切って先行投資をする、それによって土地が変わって税収も増える、そういうケースも当然あるわけですから、それは見ておく必要があると考えていました。公共投資の費用対効果を見るためにも、それに伴う市税収入の変化というものをざくっと予測しておくのも大事ではないか、判断をする上では大事ではないかということ考え、「(仮称)市税密度」というメモをかつてつくったことがございます。土地利用の変化に基づいて市税がどのように変化するかみるために、ずいぶん昔の話ですが1988年度のデータを利用して1990年に土地利用別の市税を推計したということがございます。市税の内に、市民税、個人、法人、固定資産税は土地と家屋と償却資産にかかわる固定資産税、それから事業所税、都市計画税を合算して、土地の単位面積当たりどのくらいの税収になるかというのを推計してみました。

川崎市の固定資産税の課税地積川崎市域144平方キロのうち、90.7平方キロ、9,073万平米、それ以外については河川だとか道路だとか公園だとか市のいろいろな諸施設、県の施設等をさっ引きますと、固定資産税が課税される面積というのが90平方キロぐらいになるわけです。先ほど言いました額を足しますと、2,118億円ということになって、土地の1平方メートルあたりの市税、仮に市税密度という表現をすると、1平方メートル当たり2,300円くらい。これはネットの税金とも言えるわけです。川崎市全域で割るグロスだと1,700円~1,800円になるはずですけど、課税対象面積からいくと2,300円ぐらいになる。これが平均値ですがばらつきがすごくあるのですね。

例えば、当時私が直接関係しました産業振興会館が建っているブロックがございしますが、当時明治製糖があった。これを開発しようといったときに、できれば土地利用を業務系にできないだろうかというのが私どもの発想にあった。これを試算したときに、当時1平方メートル当たり8万円の税収、隣のビルは景気よくて1平米12万円。さらに隣は4万円それぐらいあがってくる。これは開発前では、1平方メートル当たりの税金では2,000~3,000円ぐらいだったんですね。それが平均8万円ぐらいに変わったというようなことであります。

一方、川崎臨海部の工場だと、土地面積が大きいので絶対額としてはかなり大きいんですが、1平方メートル当たりに換算するとそんなに大きくないんですね。例えばC社とそこに書いてありますが、1平方メートル当たりだと1,300円ぐらいの市税収入。それから比較的当時大きかったのが食品関係でK社と書いてあるのが3,300円ぐらいです。工場は計算してみるとだいたいこんな程度なんです。

片や、住宅地ではこれはいろいろなケースがあって、③で1戸建て住宅で宅地150平方メートルに土地建物に関する固定資産税、都市計画税が15万ぐらい市民税45万ぐらい。かなり多額の市民税を当時払っている方がもちろんいらっした。そうすると、宅地1平方メートル当たり4,000円あるということです。それから宅地100平方メートルに土地・建物に関する税金が8万円で、市民税5万円の市民が住んでいるケースだと1,300円という数字になりますし、マンションで50平方メートルの持ち分の土地に土地・建物が20万で市民税30万だと1平方メートル当たりだと1万円、そういう計算になるというようなことです。

あと商業施設、流通施設、倉庫、各種研究所、農地、山林等については実はなかなかうまくデータがそろわずにやらずに試算まで至りませんでした。川崎市全体の平均でいくと、直近のデータが平成15年度なんですから、固定資産税の課税対象面積は実はあまり増えてないですね。9,080万平米ですから。税の総額。足し上げる税の総額が2,563億円ですので、1平方メートル当たりの市税密度は2,700円ぐらい。だから平均的に2,700円ぐらいあがって。あとは、土地の使い方によってばらつきが相当ある。それをどういうふうに見たらいいかということになります。

なぜこういう数値をあえてつくってみたかという、土地利用が転換することによって、今の税制でいくとこれだけの変化があるということを確認したうえで、やはり土地の計画とか再開発をやるべきだと考えたからです。明治精糖跡地を計画的に誘導するにはどうしても1本道路が必要だ。何もなかったわけです。1メートル20ぐらいの細い通路があって、それだけだった。途中で明治製菓の研究所があり駅前には堀川町の東芝工場があります。道路がないこれがかうまくいかない。明治製菓の直面の用地はだいたいこの開発負担で取得できたんです。そこから駅前までは東芝から土地を買わなきゃいけない、駅前広場も拡張しなければいけない。その額がたしか170億くらい。ある速度でやるために一気に2年ぐらいで造る必要がある。170億集中投資です。そんなのできないよという議論が市の中にありました。私のほうはいろいろ試算していましたので、これはこういうふうに誘導できれば、少なくともこのブロックで年間15億ぐらいの市税増収効果があるということで、この道路自体このためだけじゃなくていろいろな形に当然機能としては出てくるわけですが、仮にこのためだけだとしても170億円は10年ちょっとで還元できますよという主張をしたんです。明治製菓は5年遅れぐらいで開発しましたので、現在たぶんこのブロックで30億以上の市税収入はあがっているはずなんです。そうすると170億先行投資したのも、数年で、計算上はペイするというか戻ってくるはず。さらに、東芝堀川町が遅れ遅れて今再開発しています。これも実は駅前広場や堀川町線の道路があったからという効果が言えなくはない。こういうふうな、税収構造が動くということを意識して、先行投資をすべきかどうかという議論はやっぱりしておく必要がある。

以上、必ずしも論理的ではないんですが、行政で体験してきたことについて6点ばかり触れさせていただきました。まだまだ議論すべき部分がございますし、最初言いましたように今、国と地方という中で税財源をめぐって三位一体改革の議論の中で継続してなされています。皆さんご存じのとおりなんですが、そういうマクロの議論と同時にやはり市として主張すべきポイントというのはもう少し具体的につかんで、本当は同じような問題を抱えた自治体同士が手を組むとか、あるいは大学の先生方と手を組んで、適時適切にきちっと主張して、なるほどそうだなというふうにしていくことが必要かなと思っています。

今回専修大学で、川崎市への都市政策への提言という連続的な研究をしていただいていますので、その中で、こういった議論をうまく発展させていただいて、川崎にとっても、日本全体にとっても意味のある答えにつながれば、私としては大変ありがたいと思っています。どうもありがとうございました。

(原田) ありがとうございました。

とてもおもしろい地域的な話題を提供していただきました。

一応だいたい順番になっておりますのでポイントを押さえていただくといいのかと思います。

揮発油税は基本的に入れますよね。地方道路税というのは何とか税、特定財源とかということになっていて、交付するときの基準がありませんでしたっけ。

(君嶋) あります。

(原田) その基準は徴収するときの基準と交付するときの基準はたしか全然違うんですよ。ですから必ずしも徴収したところに戻すような考えはない。

(君嶋) ないです。その点に触れさせていただくと、今の国土交通省、前は建設省なんですが、彼らはどこから税金があがっているか実はほとんど認識がないんですね。大蔵省が全国から集めた道路特定財源をどう配分するかの頭なんです。先ほど言いましたように川崎で実はこれだけの、全国6分の1集めていて、集めている都市の道路事情が悪い、あるレベルの維持費もなかなか出てこない、それはおかしいじゃないですかと。つまり集めるほうと配るほうがまったく意識がつながっていないということからそういうことが起きているということもある。だから的確に適時適切に情報をきちっと出せば、集めることによる周辺への影響なんかがこれだけあるから、それでは少し、先ほど言いましたように交付、発生元に対しては少し手厚くあるいは必要最小限渡してもいいという議論が出てくるはずなんです。

(原田) 揮発油税は基本的に精製のところから徴収するわけですね。県税の軽油取引税というのは東京都とけっこう話題になって、これも一応は精製施設から、というか……。

(君嶋) 軽油はガソリンスタンドだったかな。

(原田) ガソリンスタンドが納税する場所になる。

(君嶋) ではなかったでしょうか。私の認識はちょっと怪しいですが。

(原田) これは県税ですよ。これもけっこう金額なんですけど。

(君嶋) そうなんです。これはただ一部リターンがあるんですね。いったん県に行きまして、それが資料でいくと①の資料の186表の中の軽油取引税交付金という感じで。だから県から市に移譲される一部で入ってくるんです。軽油取引税交付金というもの。もともとは県税なんです、それを一部。

(原田) 金額でいうとほとんど……。

(君嶋) かなり、これは入ってきます。だから川崎市への県税の約2割の1部というのが実はこれで、かなり大きな額なんです。

(原田) 軽油とガソリンはそうするとまったく違うということですか。

(君嶋) 別です。

(原田) ガソリンも軽油みたいに扱ってくれればということですね。

(君嶋) そうです。

(田中) それはどういう違いなのでしょう。

(原田) 揮発油税は目的税でしょう。

(君嶋) ガソリン税は。だから道路特定財源ということで全国の道路整備のための財源ということ、田中角栄氏が発案したと言われているものです。要するに道路財源をどうやって増や

していくかというなかで、揮発油税を吸い上げて全国に投下する、それがずっと続いているわけです。

(原田) 今財務省はそれをとにかく一般財源にしようということをやっているけれども、自民党の道路族が国交省と一緒にあって反対しているという構図ですね。

(君嶋) そうです。まず納税者の立場からすると道路特定財源として支払っているんだから、まずは道路ないしはそれに付随した環境整備にまず充てるべきだろうと思います。税の種類、性格から見ると。しかしそれですべて使っていいのか。一部一般財源にしてもいいんじゃないかという議論は当然あり得るわけです。私の主張としては、道路財源で集めているので、例えば地下鉄のインフラ部分にはかなり集中的に道路財源として入れていいのではないかと思っているんです。つまり今、税源はかなりある。地方に今まで重点投資したのは、道路公団のことも含めて少しやりすぎているということだからもう少し首都圏とか近畿圏にそれを戻してもいいだろうという議論になっています。だからそのなかでやっぱり必要な組み立てをしていくべきかなと思っています。だから一般財源か道路財源のままにするかという二者択一じゃなくてまず優先順位を少しつけていくべきかなと。一部一般財源というのはいり得ると思っています。しかしいきなりすべてを一般財源とか、あるいは半分は一般財源ということではなくて、まず道路財源としてやるべきところが本当になのかどうか。維持補修はこれからかかってくるわけです、かつて造った道路が。そのまま放置するとかつてのニューヨークというか、外国でありますけど、クラッシュする、壊れちゃう、お金がない、穴があいた、橋が落ちちゃった、そういうのが続々起きてきたときに手当てする財源がないというのはまずいと思いますので、やはりそういうものを片方で重点的に意識したうえで、なおかつ道路以外にどこまでシフトするかということをやったりやるべきかなと思います。

(原田) 川崎市の税の話。これは例えば川崎と同じような産業構造を持っている四日市とかあるいは北九州とか、そういうところと比較して川崎というのは特異性があるんですか。あるいは共同戦線を張れるようなところがどこにあるのかどうかということですね。

(君嶋) 実は不勉強で最近あまりやってないんですが。北九州は少し違いますよね。北九州は全体の税収が非常に少ないですよ。がんばっていますけど。北九州は税収が少ないので普通交付税が1,000億ぐらい毎年入っていると思います。川崎は普通交付税はゼロですけども。札幌なんか1,200億ぐらい入っていると思います。だからそういう都市とは少し違うかなという。

(原田) むしろ神戸なんかのほうが近い。

(君嶋) 神戸に近いかもしれない。神戸は震災がありましたので、あれから少し変わりましたが。

(フロア) 潜在的に石油化学コンビナートがあるという、四日市なんかは。

(君嶋) 四日市は都市のスケールが少し小さいですから。

手を組む相手というのは意外に多そうで少ないんです。例えば交付税の話をする、政令指定都市、さいたま市を含めて13の中で、交付税制度を改革していくべきだと主張を、代々、特に前市長あたりがやると、ほかの市長からよせよせと袖を引っ張られる。つまり政令指定都市の中では少数派なんです。例えば1,000億以上交付税がおりてくると、抜本改革されて減らさ

れちゃうと市政運営が大変だということがあるので。

(フロア) 1番の②で、これは非常に腰だめの数字でしょうけど、県税の半分、国税の2分の1、揮発油税の1割という。

(君嶋) わかりいいと思って。

(フロア) 結果的にそれがほぼ現行の一般会計予算の規模に。ということはもし実現すれば税だけで賄えちゃう。

(君嶋) 今の規模は賄える。

(原田) それ以外の交付税ももちろん入れないし、国庫支出要らないじ何も要らないと、税だけでうちはやりますよと。完全自立型を目指すんだったらこのくらいいただければ大丈夫ですと、そういうことですね。

(君嶋) そうです。

(原田) それ以上の何かロジックはありますか、逆に言えば。

(君嶋) これは今の税制を前提にしていますので、本当にこれがベストの選択とは言えないと思いますが、少なくとも市税、県税、国税という3つの区分の中で特に県税、国税をざくっと政令市でいろいろな行政事業があるので、そこからあげたやつのは半分は戻してもおかしくないでしょうという理屈なんです。

(原田) それから揮発油税の徴収のロジックと配分のロジックという話と、4番目の火力発電量、いわゆる電源立地促進対策交付金がらみの。これはいわゆる原発なんかもある種似たような問題ですが、あの場合も、あれは県ですよ。市でやるとあまりにも特殊なところに行きすぎちゃう。

(君嶋) 県に配分して、県が県下の市町村に分けている。

長岡大学の原田先生にお聞きしたら、個人まで行くんだそうですね。柏崎の原発の交付金というのは県と市町村と、関係の住民まで振り込まれる。それ知らなくてびっくりしたんですが。

(原田) 何とか組合か何かをつくっておいて。

(君嶋) わからないんですが、入ってくる。そんな配分の仕方があるとはまったく知らなかった。

(原田) その場合は一応当該地域に、今のような形で入っているわけですね。

(君嶋) 入っています。

(原田) 似たような形の、似ているかどうかわからないけど火力発電所というのがたまたま立地している、東京、横浜、川崎に関しては入らない、それ以外のところは一応のロジックで入ってくる。

(君嶋) 入ってくる。東京電力の方も一部の方は知っているんでしょうけど、川崎の支社長なんか聞いたら、納めていますから戻っているんでしょうって言うけど全然入ってません。

(龍田) 火力発電の川崎に立地しているということを国民経済的に見れば、川崎で発電してそして東京、川崎、要するに京浜工業地帯で使うということによって、遠距離送電にしないから送電ロスが少ないわけですよ。だから送電ロスというのはものすごい大きいわけですよ。柏崎でつくって東京まで持ってきたら送電ロスで2割から3割電力がなくなっちゃうわけですよ。

ね。それに比べたら、今の環境対策からいって、大都市に立地している発電所というのはすごく、エネルギー効率事情がいいはずなので、これほど川崎市が公害とか何かの負担をしながらやっているわけだから、これはやっぱり君嶋さんが考えているように工業再配置促進法というのがもし撤廃されたとか時効になってしまったのであれば、新しい目で発電所の立地についてのコスト負担というか、あるいはそういうものにかかわる税収の還元というか、やるべきだという議論はできないかなと思って聞いていたんですがね。

(君嶋) そうできるんじゃないだろうか、すべきではないかと思うんです。このことを知っている人が意外に少ないんです。

(原田) 私もはじめて。あれだけ火力発電があるから川崎市はえらい固定資産税が入っているんだろうなと思って。

(君嶋) 固定資産税自体は入っていますが、別途、交付金を払うための電力会社が徴収されている負担金というのが。負担金をとられているのはたしかにとられているんですが、徴収はしているんですが。

(原田) 還元していない。

(フロア) 還元するときの還元する基準に入っていないという。

(原田) 最初のロジックは、要するに工業を分散するという。

(君嶋) 工業等制限法の中で大学と工場だったんです。

(原田) なぜ大学と工場なのかよくわからないんだけど。

(フロア) 制限三法というやつが、昭和47年から49年にかけてできてきているんですね。工業等制限法が今回なくなりましたよね。

(君嶋) 再配置促進法もセットでなくなった。

(フロア) そうするとそもそも……。

(君嶋) そういうことで、もしかすると、それ以上最近フォローしてないので、この法律が変わったことによって配分のロジックというかルールが変わった可能性もあるんですね。

(フロア) でもおそらく今までやってなかったところにやるなんていうことはだいたいやらないものですよ。

(君嶋) だから主張しないと。

(フロア) それはそのまま継続して。

(君嶋) 続いている可能性はあります。

(フロア) 新しいロジックでも。

(フロア) 工業等制限法が平成10年の通常国会で全廃されたというのは、これセットになっているか確認してないんですけど。

(君嶋) 少なくとも移転促進地域というのはなくなったんですよ。

大きな話題になっていませんでしたから一部の役人しか知らない可能性があるんです。別に秘密ではないんですが、聞かないとわからない。聞いていくと何でという話になって。千葉には聞いたんです。そうしたらちゃんとしてますよって。あれ、何でだろう、そういうことでわかってきた。

(フロア) 負担金をとらないといたらこれはまずいんでしょうね。このロジックからいくと

集中を排除するという一方で、それをとらないとみんなできちゃうという。とっておいて、誘致は過疎地のほうが誘致しやすいですよという形でたぶん……。

(フロア) あるいはこういう人口集積地域にこういう施設があることは危険であると同時にさらに人口集積が加速される可能性があるから、利便性を高めるから。

(フロア) 人口というか工業の集積。

(原田) 工業と人口と。それを抑えるという観点からすると、そういう施設がないほうがいいだろうという。そういう施設を既に設けてあるところに対してはそれなりのペナルティというか何というか、コストに見合うものを果たしてもらおうという。そういう判断でしょうね。

それと、相続税の話、これはどうなんでしょうか。

相続税の話というのは、先ほど相続税の値上がりというか、特に実物資産、土地等は開発とかあるいは、いわゆる全体の都市計画の整備の結果として。

(君嶋) やっている部分もあります。

(原田) それはでも固定資産税のほうですよ。

(君嶋) そうです。

(原田) 経常的な税金という観点からすると固定資産税はその点は端的に出ていますね。相続税は数十年に1回の頻度で発生して、たまたま発生する。だけど固定資産税はそのことによって個々の納税者が負担できなくなるほど引き上げられたらたまったもんじゃないから、そんなには引き上げることはできない。

(君嶋) 今は下げていますから。

(原田) たまたまおととい、ビブレの新百合の君嶋さんがご苦労されたというところに行ってきたんです。あれは本当に私は都市計画としてすばらしいもののできたなと思って。ペディストリアンで行くと、ビブレ……。

(君嶋) ちょっと規模が小さいんですけどね。

(原田) 規模が小さいですけど、要するにあの規模の地域にあれだけのもののできたというのはすばらしいことだなと思って。どうしてできたのかなと思って実は。私は藤沢から通っているんだけど、藤沢市のペディストリアンデッキに比べたら新百合のペディストリアンデッキというのはすばらしいですよ。藤沢のほうがもっと町も商業圏も大きいんですけど、ペディストリアンデッキはまったく新百合のほうが立派だね。そういう意味で新百合がこれからいろいろ展開するときにあれがつくってあることは非常に大きなものがあるんじゃないかと思うんですけど。

同じようなことがJRの登戸と小田急と多摩病院とつなげると、そういうのはできないかなと。これは相続の問題と違いますけど。

(君嶋) やっているんですけど、うまくいってない部分があるんです。

(フロア) 私も一時かんでいたことがあって。

(フロア) この前新百合に行って、登戸もできないかなと思ったんですが。

(フロア) 新百合はまだ拡充するような計画があるんですね。

(君嶋) 登戸があって、小田急があって、JRの南武線があって多摩病院がここにできて、多摩川がこうあって、だいたいペディストリアンデッキとしては、自由通路をこうつくって、こ

こで下ろす。

(君嶋) 私はできれば多摩川につなげたいという考えをもっています。これが直線がせいぜい150メートル。これがつながると一挙に雰囲気が変わると思っているんですが、ここで止まっちゃうんですよ。道路を渡ったところで。

(フロア) 渡ったところで下ろす。まだ民家が残っているところです。

(君嶋) ただ、私有地がこのへんにあって、少し工夫すれば、多摩川につなげる意味というのは、多摩川の風というか雰囲気を一挙に町の中に引き込むという、極めて重要な部分ですね。

(フロア) 同じ目線でずっと多摩川まで行ければね。

(平尾) まさに君嶋さんが書いている絵にかかわって言うと、ぼくは今多摩フォーラムというか多摩の町おこしをやっているわけですが、そういうようにやっぱり北部病院（多摩病院）と多摩川とつなげて、北部病院というのは単に病気を治療するだけじゃなくて、治療する人たちが癒し、ヒーリングをやるために多摩川という自然資源とを結びつけて、健康資源にできないかと。

(フロア) それはぜひ。

(平尾) 北部病院に行ったら、北部病院は、要するに危ないから患者さんを多摩川に連れていけないと言っているんですよ。そうすれば今描いているペディストリアンデッキができれば、そういったものはね。非常に北部病院は病院としてもね、それで生田緑地とつなげたら。

(君嶋) そうです。グレードが上がるんです。

(平尾) グレードが上がって新しい病院のモデルになるんじゃないかという気がしたんです。どうしてできないのかなと思って。北部病院までペディストリアンデッキがつながるとするのは、歩道橋ですか。

(フロア) その手前でおろしてシェルターで濡れないで行けるようにはなります。

(君嶋) でも、ペデにしなかった。

(フロア) ペデでエスカレーターで下ろす。

(君嶋) 下ろすことになった。

(フロア) ええもうなっています。

(フロア) 動く歩道？

(フロア) そうじゃなくてペディストリアンデッキからエスカレーターを使って北部病院のアプローチまでおろしていく。で、屋根つきですずっと行くと。

(フロア) あれ何とか多摩川にもっとつなげる。

(君嶋) それをぜひフォーラムで力説していただい。

(平尾) 北部病院の先生方があまり意識ないんだよね。患者さんが交通事故に遭っちゃいけないから。交通事故に遭わないような仕組みをつくれればいいじゃないかという発想がないんですよ。去年提言したんだけど。

(君嶋) 15年前ぐらいに絵を描いたことがある。

(龍田) その前から議論してて伊藤さんも書いていた。あれは10年ぐらい前、8年前か。ぜひやりたかった。まだ可能性がある。いったん戻してもね。

(君嶋) やっぱり多摩川という自然を町に引き込むというのはすごい大事で、川崎の中ではい

ちばん多摩川に近いところですよ。拠点としては。

(平尾) それと生田緑地とつなげたら新しい病院がね。病院だけじゃなくて健康な人にもいいと思うんだけど。

(君嶋) その通りです。

(フロア) 一応自由通路を予定しています。

(フロア) 現時点で計画されている登戸遊園地区の再開発というのはこのエリアでしょう。こっちじゃないですね、ここは対象外ですから。こちらの膨大な地域は対象外。

(フロア) 変わってはいますよね。

(フロア) 相続税のことは本当にいちばん当然だと思うんですよ。緑地保全ということと、税の仕組みをかみ合わせるような、そういうふうにして環境保全をするようにしていかないと、本当に緑地が切り売りされて。しかもおっしゃるとおり土地を持っている人もいやいやながら売っているわけでしょう。

(君嶋) 先祖に申し分けないと言って売っているわけです。相続払わざるを得ない。寄付したら税額控除というのをすれば、相続税制度をなくしてほしいという人もいますけど、あるんだったら寄付しちゃおうという。そうすると基本的には寄付したので8割払ったというふうにしておけば、2割は現金で何とかやる。残した分については、名前でもつけてくれたらもう万々歳ですね。そういう話。

(原田) これは大蔵省の主税局ですか。

(君嶋) 大蔵省のルートでも行ったことはあるんですが、こういう反論が返ってきたことがあります。徴税のプロがかなり必要なのだと、相続税を徴収するのに。それはそうでしょう。そんなのは1つの市でできるわけじゃないかみたいな変な理屈があって。何人かプロを逆にいただければいい。

(原田) それは徴収するほうの。あるいは査定するほうのプロフェッショナルが。

(君嶋) 大変だよというのが1つの言い分だと思う。だけど、少なくとも相続税の税額よりコストはかかるはずありませんからね。そんなものはルールさえ決めれば。

(原田) でも実物のことだけでいったらと固定資産税とほとんど同じじゃないかと思うんだけどね。金融資産との連携の話になると、これはプロフェッショナルな世界にしてもいいかもしれないけど、実物だけだったら、リンクできるんじゃないかな。

(君嶋) たしかに、やや複雑な算定式とか評価方式があるので、一見複雑なんですけど、それも税制改正してできるだけシンプルにわかりやすくすべきだと思うけど、そういうふうにするば別にそんなややこしい話じゃない。

(原田) そうですね。2本立てにする必要はなくて、固定資産税の評価と相続税の実物の評価はただ税率が違うとか、ということだけでうまくできるわけですね。それを別な算式でやろうとするから2本立てが必要だという話になるのであってね。

(君嶋) もう1つここに書いてありませんけど、川崎区長を経験して全部の事務を調べてみたら、あることに気づきました。それは何かというと、区役所の税務で家屋の資産評価というのがあって、税のプロが必要だと。何で必要かということ、建物の1つひとつの材質とか構造だとか年数を評価するんです。年数というのはわかりますけれども、材質とかで微妙に変わって

くる。複雑な計算をしてやっても結果は大して変わらないんです。私は固定資産税の建物の評価は割り切って1本でもいいかなと。あるいは2本ぐらい。1本というのは何かというと、非木造と木造です。あとは床面積だけでいいじゃないかと。マツを使おうがスギを使おうがヒノキを使おうが。そのために職員が数多くの研修を受けなきゃいけない。勉強して行くわけです。例えば2人で同じ建物を見ると微妙に評価が分かれるんです。すり合わせをしなきゃいけない。そんなことにエネルギーをかけるんだったら、単純に床面積でいくら。納税者にもわかりやすいし、徴税コストも大幅に下がるんです。所掌してみてもわかったというか、もっと単純にしたほうがいいと思ったんですが。それも全国一律の算定方式、評価方式があって、それが国からきているわけですね。それを勉強してやっているわけです。そろそろ抜本的に変えたほうがいいかなと。たぶん徴税コストというのは全国的に相当下がる。

(原田) 固定資産税の場合というのは土地も家屋も全部、基本的に自前で川崎市で全部。

(君嶋) ほとんど区役所の職員が。

(原田) 特段どこかから助っ人を頼むということはないですね。あるいは評価替えのときも特別やるわけじゃないですね、同じですね。

(君嶋) 外のコンサルタント、不動産鑑定士の力も借りますが、基本的には市の職員がやっています。

(フロア) あれも全国一斉にやるでしょう。あれも考えてみればばかな話で、ビジーな時期が同じになるわけですね。評価替えは全部。あれをみんなずらして全国3地域ぐらいに分けてやれば本当にプロが必要なときはそのプロにローテーションで回ってもらおうということにすれば本当のプロは3分の1でいいわけですね。あと通常のあらあらのところは通常のところの担当者がやると。本当のプロが見なければわからないところはそのプロが3年おきに全国ぐるぐる回るようにする。例えばです。なんであれ全国一斉にやらなくちゃいけないのか、不思議な話なんですけど。

(君嶋) 一斉に見たいという人がいるからです。

(フロア) そりゃそうでしょうね。同じ基準で見たい。でもとるほうからしたらどのタイミングでやろうと大して変わらないはずなんです。

(フロア) どっちにしたって平準化措置が必ずとられるわけだから、基準が変わったとしてもいきなりこんなに変えるわけじゃないんだから、平準化措置で必ず落としこむ。

(君嶋) ことしの10月1日に国勢調査がありますから、相当見直さないとどうにもならなくなってきた。区役所のスタッフがほとんどわっと分担してやるんですが、従来ですと地元にも委嘱する調査員、川崎市130万都市で約1万人ぐらいの方に委嘱するんですね。それを各区の職員が東ねてチェックする側だったんですが、ほとんど今はプライバシー保護の関係から、今までは調査員が一部聞き取りみたいを書いてやっていたんですが、今はほとんどトラブルの元だということで、封をして集めてくるだけになった。何が起きるかということ、区の職員が集めた何十所帯分、百所帯分を開いてチェックして、場合によってはフォローに行かなきゃいけない。

(フロア) それは調査をするおたくへ直接行かなきゃいけない。

(君嶋) そういうことを含めて、たぶん全国的にかなりの混乱が起きるだろうと思いますね。

(原田) それでこの間、データうんぬんといったときに担当の方が、ええ、ちょっとっていう感じ、そうなんだと思いますけど。

(君嶋) 従来の国勢調査より、今回以降は調査方法はほとんど全国的に封をする方向に行くだろう。そうすると、チェックがうまくできないという、もう国勢調査という方式自体が壁に突き当たっているというか、あの方式でやる意味があるのかということも出てくる。極端に言うると住民登録その他でほとんどわかっちゃっていますからね、人口その他は。たしかに建物とか勤務先とかを全部書くことによって、国民の流動性なんかもわかるようにはなっていますが、1つひとつのデータの信頼度が落ちちゃうと、膨大なお金とエネルギーをかける今の方式が妥当かどうかというのはもちろん議論されていますが、従来の方式では無理になってきた。

(フロア) 考えるとそうかもしれませんね。

(原田) 5番目の、県税とその配分をめぐるというお話がありましたけれども、還元率は2割だという、川崎は。結局は県の予算で決まっちゃうんですね。

(君嶋) そうです。

(原田) 配置予算で。

(君嶋) そうです。

(原田) 配置予算というのは結局県議会で決まるわけです。県議会で決まるということは、結局県における議員の地域別、神奈川県内の地域別の選出とか。

(君嶋) それも多少影響するでしょうけれども、行政ベースの話として、県の施策、例えば施設にからむ、わかりやすく言うと施設なんですね。施設を横浜につくるか相模原につくるか川崎につくるかによってかなりの額が、まず初期投資がかかります。それから維持費というそこで活動する諸経費がかかってくる。だから県として施設、あるいは施策をどこに重点化するかによって還元というのはずいぶん変わってきます。川崎はなぜ少ないかという、県の施設をむしろスクラップして、減らしているんですね、ここのところずっと。

(原田) 具体的に言うと。

(君嶋) 県の行政センターという大きなものがあつたのが、スクラップして、一部県民センターというごく一部ミニチュア版が入つたというのがあります。それから県の労働センターというのが、元住吉にあつたのを、これも廃止しました。それから、警察は残していますが、ほとんどの施設。それからだけ高校も2つですか、県立高校を廃止しました。

では代わってビルド何かないですかというとほとんど何もない。

それから職業訓練校も2つスクラップしてビルドで横浜に立地させているんです、新しく。

(フロア) 結局そのまま。

(君嶋) 県立公園というのが1つそれぐらいですね。あと本当はないですね。

(フロア) 県立博物館とか。県立図書館とか。

(君嶋) 県立図書館はあります。

(原田) そうでしょうね。施設の的に言うと横浜のほうにまず持っていこうけれども、第2は川崎じゃなくて相模原とか県西のほうにパーッと持っていこうから、川崎には行かないだろうなど。施策は基本的にそんなにはばらつきはないでしょう。それでもあるんですか。

(君嶋) パスポートセンターをようやく持ってきたんですね。

(フロア) 自動車免許、あれはどうなの。

(フロア) 陸運局。

(フロア) それは川崎の。

(フロア) 入江崎。

(フロア) あっちの、新百合のほうは。

(君嶋) ないです。

(フロア) それは川崎ナンバーが結局魅力的でないからか。

(フロア) 羽田の国際空港でも神奈川というのは、県としての取り分として。

(君嶋) 現在の知事が名前は言い出したんですけど、県が負担するという話では言ってないんですね。そういう話がいっぱいありまして、言っているんですが、お金は応分の負担というと、県も財政がピンチですからと言って出てこない。というのが繰り返されています。

(原田) だったら神奈川というのはやめて、川崎に。

ところで「市税密度」という言葉は君嶋さんの言葉ですか。

(君嶋) 私の言葉なんです。

(原田) この数字でいっちゃくと、マンションとかそのほうがいいという。

(君嶋) 短絡すると変な選択になるおそれがあるんです。例えば市営住宅というのは市税密度ゼロに近くなると思うんです。だからだめだなんていう変な話になるので、注意は必要です。何を言いたいかという、土地利用転換したときに税がどういうふう動くかというのを認識してやるべきだと思うんです。それから、先行投資をして何かやるときに、評価分かりますけれども、三重県がシャープ、亀山工場を誘致するときに90億円の県費を出している。それから県も大規模研究所、工場については、京浜臨海部等については50億を上限として県費を出すと、いやに思い切った施策を打っている。それはやっぱり一定の計算をして、これは5年とか10年で税収で返ってくるなという、当然裏打ちをして計算している。だからそういう施策に対して税の変化を頭に入れて、打つというのはあり得ると思うんです。いま原田先生がおっしゃったように、これだけ見ると、じゃあ超高層マンションを。

(原田) それをつくったほうがいいんだという話に。

(君嶋) 単純な話するとそうなんです。

(原田) 川崎駅前の開発は。

(君嶋) 駅前で三井不動産がつくっているマンションの税金を推計するとたぶん1平米3万円以上になるだろう。だから税収をあげるといって高級マンションを引っ張ってきたほうがたぶん税収が上がる。へんな話子どもがあまりいないから保育所も必要ないし、学校も必要ないし、意外に公共サービスの需要もない人で、金持ちで、たしかに短絡思考というか1つの選択肢としてはある。だから企業誘致より高級マンション誘致のほうが当面税収は上がる可能性がある。

(原田) 当面のね。

(君嶋) ただ、10年後、常に高所得の税金をぼんぼん納める人がずっと住み続けているかどうか。

(原田) 住み続けてくれるかどうかはわからないわけですね。

(君嶋) 入れ換えができるかというのはわからない。

川崎は東京と横浜の間ということで、思い切った選択すればそういう選択はあり得ると思います。

(原田) 全域をというのではなくて、あるエリアはそういうエリアとしてあってもいいかもしれないですね。

(君嶋) それを目的意識的に追求すると、例えば小杉の再開発、超高層マンションが林立することになるんですが、あれなんかもしかすると、入ってくる階層によってはオフィス、あるいは研究所より税金の面ではむしろ貢献する時期はあると思うんです、計算上。だけどそれが正しい選択かどうかは別な見方も必要。

(原田) 研究所とか何かをそういうのを、小杉とかあのあたりに立地されて、その人たちがそのマンションに住んで働くという形がもっといいんじゃないですか。

(君嶋) あまり職住近接しすぎると選択したくない議論もある。

(原田) 地下鉄のことを考えると、ここの小杉はやや研究方のオフィスがあってほしいなと。そこへ通う人たちがこの辺に、地下鉄沿線に住んでほしいなというのが理想的な姿ですけどね。

(君嶋) その可能性出てくると思う。

(原田) ただ、逆に小杉周辺に住まれちゃうとこの地下鉄沿線に住む人が、いったいどういう人が住むのという話になってくるわけですが。

(フロア) 小杉の話が出たからついでですけれども、例の新鶴見操車場の跡地が今整備しつつありますよね。あのあたりはまだ依然としてすごい空白地、スペースがありますね。あそこに何らかの形の研究所機能とか、商業施設の機能を集積されて、そうしていま君嶋さんがおっしゃっている高層マンションなんかを結びつけるという形で。

(君嶋) 実態上そうなっちゃいそうなんですね。慶応の部分とか市の施設だとか、残った市有地なんかはたぶん研究所が集積されると思います。バイオニアが用地を買いましたし。

(フロア) ありましたね。

(君嶋) それはたぶん研究所になるだろう。それ以外についてはたぶんマンション系になる可能性がある。そのマンションをどういう性格のマンションにするかというのがかなりこれからの選択にかかわってくる。だからできれば、少し新しいタイプの、アトリエ付きのマンションだとか、まったく斬新な時代を切り開くマンションになってほしいなと思います。

税収だけで土地利用を決めるのはまずいなと思っているんですが、ただ、ちゃんと知った上で選択すべきだと思います。

(原田) いわゆる面積と、おそらく1人あたりとか夜間人口、昼間人口、1人あたりの税収とか、それからトータルとしてその事業にどれだけお金を入れているか、そのエリアからどれだけの税収が入っているのかというトータルの額の比較もあるだろうし。

とにかく事業をやることによって、あるいは土地利用を変えることによっていったいどういう活動が生まれてどういう税収が発生しているのかということは、もう少しいろいろな切り口で見ないと、最終的にトータルの数字だけでどうだったといったのではちょっと足りないかもしれませんね。

- (原田) 市税密度という、これおもしろい。その場合にどこまで税の中に入れるかというのが。
- (君嶋) そうですね。税目をどういうふうに、どこまで入れて評価すべきかというのは議論が当然あると思います。
- (原田) ここでそこに住んでいる人の市民税の話が書いてあるけど、しかし働いている人の所得税とか、まさに昼間の人口のね。そういうのも含めて。
- (君嶋) それは入っていませんから。
- (原田) 入ってませんよね。
- (原田) 市民税の中には法人……。
- (君嶋) 法人市民税というのは、その町の中にある法人から納められます。
- (原田) 事業所の税収の、地方税の分。
- (君嶋) そういうことです。
- (原田) 山林とか農地とかというのとどれぐらいのオーダーなんですか。
- (君嶋) 2桁少なくなります。1平米当たりだと何円ぐらいじゃないかな。
- (原田) 商業施設なんていうのはオフィスと工場の間ぐらいになるんですか。
- (君嶋) 商業施設はいろいろなケースがあってよくわからなくて、大型店のデパートクラスはかなり多いはずなんですね。少なくとも施設が立派ですから、建物の固定資産税が。ただ償却施設的なのはデパートなんかはあまりありませんからあまりあがらないと思います。研究所がよくわからないんです。研究所がどういう位置になるのか。いろいろなタイプの研究所がありますから。例えば設備をいっぱい使う研究所は償却資産分の固定資産税かなり多いんですね。昔は例えばスーパーコンピュータなんかはすごい税金が入ったんです。何十億のスパコンがあればそこに税がかかります。
- (原田) あれは市税として入ったんですか。
- (君嶋) 固定資産税の償却分。
- (原田) 大規模償却資産ではなくて、あくまでも市税の対象になるぐらいの償却資産で。
- (君嶋) そうです。ところがいまはパソコンはたぶん入らないだろうし。20万以上は対象になるんですが、小型のものはたぶん対象にならない。
- (原田) スーパーコンピュータより能力があるようで。
- (君嶋) 大きなサーバーは対象になるはずですけど。
- そういうことで、技術革新とか研究のレベルの変化によっての税の課税対象がガラガラ変わっていますので。
- (原田) これもあれですね、市税密度こうやってみるとおもしろい。シミュレーションしてみると。
- (君嶋) 実はやりたかったんですが、それきりになって。今回もし皆さん方でそういうことをやる意味があるということであれば。
- (原田) これ固定資産の課税台帳が基本的にベースになっている話ですよ。
- (君嶋) そうです。ただ、あまり細かくはとらなくてもいいのかなと思います。
- (原田) 固定資産の課税対象というのはどういうレベルであるんですか。川崎市全域だけじゃなくて……。

(君嶋) きょう説明しておりません。横長の資料の4ページ。

これは1988年のデータを町丁目に落として、町別ですね。これは固定資産税と都市計画税で、実は償却資産を含めています。

(原田) この数字が、例えば右のほうの浮島町700円というのは。

(君嶋) 例えば東扇島704円と書いてありますが、東扇島の全体の平均値が1平方メートル704円です。これだとぎりぎり、このくらいの集計をすればぎりぎりセーフ。セーフというのは個人情報ではない。

(原田) 特定できない程度の。

(君嶋) 統計処理というか複数、3つ以上足していますので。

(原田) 扇島は別として、普通のところを見ると、例えば。

(君嶋) 駅に近いほうを見ていただくと、砂子2丁目というのがありますね。砂子と書いた。これがいちばん高かった。9,163円。

(原田) 砂子2という。1丁目、2丁目。この単位になるわけですね。だったらある程度判別可能で。

(君嶋) それか、先ほど言いましたように土地利用品目別、地目別というんですか、例えばマンションとか、こういうタイプのマンションと、こういう住宅とか、いくつかの典型をピックアップしてシミュレーションするというものもあります。町別だと町の性格をざくっと代表していますので。それでいくつかの類型をつくってシミュレーションをするというのはいり得るかなど。

(原田) これは固定資産と、都市計画税の、家屋と土地……、全部足した数字ですね。分けることももちろんできますね。

(君嶋) 可能です。

(原田) これに都市計画上の何でしたっけ、地区割、それをあてはめると色分けができる。まだまだ話はあるんですけども、非常に勉強になったと思います。今までの税の話と少し違うスタイルの話をお聞かせいただきました。ありがとうございました。

〔了〕